山 梨 県 公 報 号 外 第二十二号 平成十六年四月二十三日

負債及び資本合計	資本合計	剰余金	基本金	金融合計	特定準備金合計	賃貸住宅管理事業準備金	住宅宅地分譲事業準備金	特定準備金	固定負債 計	その他固定負債	引当金	預かり保証金	長期借入金	固定負債	流動負債 計	その他流動負債	預り金	曹承金	未払金	次期返済長期借入金	流動負債	資産合計	繰延資産合計	繰延資産 (開発費)	固定資産 計	その他固定資産	無形固定資産	有形固定資産	その他事業資産	事業用土地資産	賃貸事業資産	流動資産 計	その他流動資産
20,190,479	548,678	538,678	10,000	19,641,801	466,496		466,496	-	18,160,261	245,290	364,066	277,343	17,273,562		1,015,044	0	369,607	28,643	401,375	215,420		20,190,479	5,180	5,180	12,869,523	4,400	15,553	7,139	325,923	6,011,503	6,505,005	7,315,776	30,732
19,854,309	595,118	585,118	000,000	19,259,191	244,965	3,224	241,741		14,295,078	257,680	339,259	352,325	13,345,813		4,719,148	1,070	337,401	62,538	200,639	4,117,500		19,854,309	0	0	12,427,582	204,534	19,894	5,862	202,254	5,109,272	6,885,765	7,426,727	11,598
△ 336,170	46,440	46,440	0	△ 382,609	△ 221,530	3,224	△ 224,755		△ 3,865,183	12,391	△ 24,807	74,982	△ 3,927,749		3,70	1,070	△ 32,206	33,896	△ 200,735	3,902,080		△ 336,170	△ 5,180	△ 5,180	△ 441,941	200,134		△ 1.276	△ 123,669	△ 902,231	380,760	110,951	△ 19,134
-2%	8%	8%	0%	-2%	-90%	100%	-93%		-27%	5%	-7%	21%	-29%		78%	100%	-10%	54%	-100%	95%		-2%	. 1	1	-4%	98%	22%	-22%	-61%	-18%	6%	1%	-165%

第3 前回監査の指摘・意見等への対応

(1) 課題解決のための中・長期計画が作成されていない。

/ 科格/

平成13年2月28日、「中・長期展望における公社の今後のあり方について」を策定し、その計画に従って、経営改善策を実施している。

(2) 部門別管理が行われていない。

< 好好 >

公社で実施している分譲事業、管理事業、及び受託事業の各部門ごとに損益を把握し、 部門ごとの採算を考慮した管理ができるよう仕組みを改めた。

(3) 経済性を考慮した分譲区画の設定に留意すべきもの

対心>

土地利用計画において、極力道路・公園等の公共施設に利用するようにしているが、配置計画上生じた区画については、価格設定等で配慮することとしている。

(4) 業務のマニュアル化と証拠書類の整備保管を必要とするもの

へ単計>

財務会計システム、事業資産管理システム等の電算化を実施し、業務のマニュアル化を行うとともに、証拠書類の整備保管を行うこととした。

(5) 小切手の管理で留意すべきもの

不正使用防止のため、小切手帳の購入時点で繰引きすることとした。

(6) 十分な引当金の設定と取崩基準を明確化すべきもの

平成14年度、全国住宅供給公社等連合会で新基準が策定され、その内容に沿って引 当金設定基準と取崩基準を定め、その基準に従った設定・取崩とするよう扱うこととした。

第4 監査の結果

(1) 完成工事についての会計処理に誤りのあるもの

平成 14 年度に発注した山宮賃貸住宅の外壁工事は、繰越工事として、平成 15 年 7

月に完成した。公社では、平成 14 年度に業者に対し、前払金として 24, 486,000 円を支払いす

この会計処理につき、公社では、修繕引当金の取崩処理を行い、前渡金として貸借対照表上は計上していなかった。

本来、工事完成をもって修繕引当金の取崩処理をすべきであって、支払年度においては、前渡金として処理し、完成年度に引当金の振替処理をすべきである。

(2) 住まいのしおりの改定は適時に行うべきもの

公社では、県営住宅の募集手続に関する委託事業を行っており、入居者に対して入居条件の説明を行うが、宅建業法における重要事項説明の義務はなく、住まいのしおりがこれに代わるものになっている。

しかし、住まいのしおりの更新が一部なされておらず、実際のしおりに記載された内容に差が生じている。

入居予定者に対し、正確な入居条件等を開示するためにも、条件変更等があった場合には、重要事項説明に代替する住まいのしおりを改訂すべきである。

(3) 分譲住宅譲渡契約を検討すべきもの

売建契約については、土地の販売契約時に建物の販売も同時に行うため、「分譲住宅譲渡契約書」において建物の構造、規模、建物金額及び消費税等を空欄のまま締結し、最終的にこれらの事項が確定した時に記入している。また、同時に当該契約書の別紙「分譲住宅譲渡契約に係る確約書」において上記事項の予定する内容を記入している。本来は建物建築終了後に譲渡契約を行うべきであるが、購入者からの契約が破棄となった場合の危険性を考慮し、また、購入者が支払う印紙税の負担を極力低減するために現在のような手続きを行っている。契約締結時に上記事項が空欄のまま行われては建物の譲渡契約内容としては不適切と考えられ、検討が必要である。

また、「分譲住宅譲渡契約に係る確約書」は契約書と同じ日が記入されており、印紙の貼付は行われていない。取引の実態に基づけば当該確約書も予約契約書と見做され、課税文書(印紙税法別表第1号の1)に該当することとなる。

契約に当たっては適切な処理に努められたい。

(4) 「決算報告書」作成に当たり留意すべきもの

①「新基準の適用についての注記」をすべきもの

平成 14 年度から「地方住宅供給公社会計基準」が適用されており、平成 14 年度決算報告書には「新基準の適用についての注記」が必要であるが、記載されていない。なお、当該注記には新基準適用の旨及び新基準適用による振替表を記載することが必要である。

賞与引当金を計上すべきもの

平成 14 年度決算報告書では賞与引当金(13,053 千円)が計上されていない。

「地方住宅供給公社会計基準注解」では、計画修繕引当金、退職給付引当金、債務保証損失引当金及び貸倒引当金が例示されているが、賞与引当金の計上を妨げるものではなく、期間損益計算をより適正に行うためには賞与引当金を計上すべきである。

③ 時価会計の導入を検討すべきもの

「地方住宅供給公社会計基準」では規定されていないが、企業会計における「販売用不動産等の強制評価減」や「減損会計」の適用を検討して、より正確な時価に即した公社の実態を開示すべきものと思料される。

(5) リース契約にあたり適正に行うべきもの

公社における平成14年度の自動車、事務用機器等のリース契約中(リース期間48ヵ月及び60ヵ月)のものは、下表のとおり随意契約総額30,333,816円、支出額6,787,894円とたっている

これらのリース契約にあたり、①予定価格については、契約の性質が予定価格の設定を要しないものとして設定していないこと ②見積書については、随意契約を締結するときはなるべく2社以上から徴すべき(公社財務規則第87条第87条第2項)ところ、1社のみとなっていることなど、契約手続きとしては、適正を欠いている。

本件の契約の性質は、同種業者も存在し競争性及び経済性からみて予定価格は的確に設定すべきものであり、また、同様に見積書は2社以上から徴すべきものであり、実質的には特命随意契約となっている。

コスト管理を徹底するうえからも、リース契約の手続きを適正に行うべきである

(表4) リース契約執行状況

	(1社)	パソコン等		(1 社)	コピー機械		(3 社)	自動車		種別
<u> </u>	双葉パンコン、ノートパンコン他	ワープロ、白根パンコン、	パソコン(4 台)、財務会計用PC.	双葉ファックス	CADプロッター、白根ファックス	公社カラーコピー、白焼コピー	トヨタタウンエース、パジェロミニ	白根ADパン、双葉ADパン、ワゴンR	セドリック、日産ADベン、日産サニー	品名
30, 333, 816 円		14, 067, 216 円			4,882,500円			11, 384, 100円		契約額
6, 787, 894 円		2, 488, 481 円			1,831,913円			2,467,500円		支 出 額

(6) 公営賃貸住宅管理受託業務の拡充の促進が望まれるもの

山梨県住宅供給公社における事業計画の重点項目の一項目として、公営賃貸住宅の管理受託業務の拡充が挙げられている。

この公営住宅の管理受託業務の現状についてみると、昭和 59 年度から県営住宅の管理業務受託(95 団地 7,679 戸)と、平成 14 年度から芦安村公営住宅の管理業務受託(9 団地67 戸)となっている。

ところで、県内市町村における公営住宅管理戸数は、平成15年3月末現在、7市では、95 団地5,845戸、50町村では、218 団地4,355戸と数多くの管理業務受託対象がある。 したがって、公社の活性化を図るうえからも、公社が擁する専門的ノウハウ・機動力を活か して技術的・人的支援による市町村の住宅施策のバックアップと合わせて、管理受託業務の拡大促進を積極的に展開することが望まれる。

(7) 設計内訳を明確にすべきもの

平成 13 年度双葉鳥ケ池NT・杏色の街二次(大和)分譲住宅外構工事(北巨摩郡双葉町竜地鳥ケ池ニュータウン内 請負金額 611 万 1 千円 工期平成 14 年 4 月 16 日~5 月 17日)は、第一工区内の門塀、駐車場、階段アプローチ、植栽等の工事を施工するものである。

このうち、植栽工事の設計についてみると、例えば、ヤマボウシ、カツラは、横高 3m-本当り単価が、それぞれ 33,250 円、28,500 円となっており、市場価格(ヤマボウシ 21,600 円、カツラ 9,600 円)と相当の差異がある

これは、設計内訳明細を示さず支柱材、手間及び経費等を含めて積算しているものであり 適切でない。

今後は、直接工事費と間接工事費の区分を含め、設計内訳を明確にすべきである

IV 山梨県道路公社

第1 監査の概要

1 監査の範囲

平成13年度、平成14年度の事業について

2 監査実施期間

平成 15 年 8 月 19 日から平成 16 年3月 23 日まで

第2 監査対象の概要

1 事業の概要

平成9年4月に山梨県企業局から引き継ぎ料金プール制をとる富士山有料道路及び河口湖大橋有料道路と、平成10年度に供用を開始した清里高原有料道路及び雁坂トンネル有料道路の4路線、3事業所をもって有料道路の維持管理事業を主として行ってい

- (1) 有料道路維持管理事業
- 富士山有料道路
- 河口湖大橋有料道路
- 雁坂トンネル有料道路
- 清里高原有料道路

(2) 受託業務

山梨県より富士スバルラインマイカー規制を受託 山梨県及び埼玉県より国道 140 号維持管理業務を受託

(3) 独自業務

平成 13 年度から田富高架下駐車場を営業

2 県との関係(道路建設課・道路維持課)

(1) 出資出捐の状況

基本金 3, 115, 000 千円の出捐の内容は次のようになっている。 山梨県出資金 2, 502, 500 千円(比率 80.3%) 埼玉県出資金 612,500 千円(比率 19.7%)

(2) 人員受入

副理事長は、県OBであるが、その他は基本的に県からの 16 名の県派遣職員と各事務所の事務員は臨時雇用で運営されている。

ただし、平成15年度に土地開発公社及び住宅供給公社との事務部門の統合により、事務管理体制は、変更されている。

(3) 県からの業務受託関係

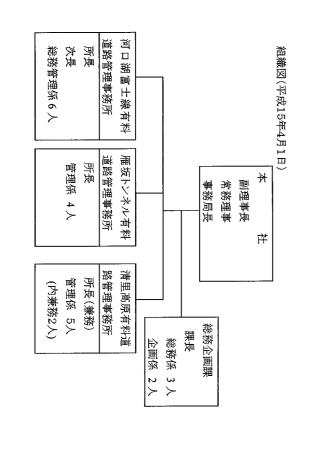
富士スバルラインマイカー規制、雁坂トンネル前後の国道 140 号の維持管理業務を受託している。

(4) 保証契約等資金援助関係

銀行借り入れについては基本的に県からの保証を受けている。 債務保証額 6,382,357千円

3 維 獲

公社は、本社を甲府市丸の内一丁目 10 番 5 号に、各有料道路の管理事務所を3箇所に置き、役員2名及び職員22名(うち県派遣県職員15名)の1課3管理事務所で構成されている。



4 公社の経営状況について

(1) 経営成績

平成13年度及び14年度の経営成績は表1のとおりである。

平成14年度の営業収入は、1,487,607千円で前期比128,670千円減少した。これは 平成13年度に八ヶ岳横断有料道路の無料開放によるものである。営業費用について は、道路管理費691,708千円(前期比349,086千円減少)と一般管理費70,680千円 (前期比31,297千円減少)となっている。これも、減少の主なものは八ヶ岳横断有料道路事業の終了によるものである。

なお、平成 13 年度の特別損益も八ヶ岳横断有料道路事業終了による損益の精算に る。

各有料道路の損益の概要は次のようになっている(表2参照)。

① 富士山河口湖有料道路は、平成13年度に河口湖の欄干修繕費263百万円を道路管理費と計上しており、この額を除くと346百万円(損益率58.1%)となっており、特に異常はない。

富士山有料道路については、富士山を世界遺産に登録しようという動きもあり、これらの規制により平成 14 年度は 40 万台とピーク時(平成 2 年度)に比べて交通量が 6 割程度に落ち込んでいる。

河口湖大橋有料道路については、平成14年度は159万台と特に低いことはない。

- いずれも、平成17年6月に無料化の期限がせまっており、これが課題でもある。
 ② 清里高原有料道路は当初の見込と比べ、交通量が減っていること、夏に片寄っており一年を通して安定的な収益を見込めないこと、平成13年度に少し持ち直したが、傾向的に減少している。
- ③ 雁坂トンネル有料道路の通行量は、傾向的に増加しているが、当初見込みに比して 88%とやや少ない。
- ④ 八ヶ岳横断有料道路は、13年度に無料開放し、道路資産を県に譲渡した。

Щ

(表1) 比較損益計算書

(単位 千円)

7,607 \(\triangle \) 128,670 2,003 \(\triangle \) 130,848 5,688 \(\triangle \) 379,244 1,708 \(\triangle \) 379,248 1,708 \(\triangle \) 37,064 0,839 \(\triangle \) 14,183 265) \((218,238)\) 3,301 \(\triangle \) 1,139 0,679 \(\triangle \) 31,298 1,009 \(\triangle \) 1,821 1,137 \(\triangle \) 252,169 6,402 \(\triangle \) 8,844 10 \(\triangle \) 252,169 6,402 \(\triangle \) 8,844 10 \(\triangle \) 194 6,391 \(\triangle \) 8,844 10 \(\triangle \) 194 6,391 \(\triangle \) 8,851 0,726 \(\triangle \) 194 6,391 \(\triangle \) 8,851 10,726 \(\triangle \) 194 6,391 \(\triangle \) 8,851 0,726 \(\triangle \) 194 6,391 \(\triangle \) 8,851 0,726 \(\triangle \) 194 6,391 \(\triangle \) 8,851 0,725 \(\triangle \) 194 6,391 \(\triangle \) 8,651 0,726 \(\triangle \) 194 6,391 \(\triangle \) 8,651 0,726 \(\triangle \) 194 6,391 \(\triangle \) 8,651 0,726 \(\triangle \) 194 6,391 \(\triangle \) 8,651 0,7261 \(\triangle \) 195 5,449 \(\triangle \) 253,819 7,200 \(\triangle \) 269,875 2,459 \(\triangle \) 253,819 7,201 \(\triangle \) 196,733 3,273 \(\triangle \) 136,733 4,813 \(\triangle \) 295,733 4,813 \(\triangle \) 296,733 4,813 \(\triangle \) 296,733 562 \(\triangle \) 263,741 562 \(\triangle \) 263,774 1,201 \(\triangle \) 263,772	603 645,372	引継事業損失圧縮損
7 \(\triangle 128.670 \) 7 \(\triangle 128.670 \) 3 \(\triangle 130.848 \) 4 \(\triangle 2.178 \) 8 \(\triangle 379.244 \) 8 \(\triangle 349.086 \) 9 \(\triangle 14.183 \) 9 \(\triangle 14.183 \) 9 \(\triangle 14.183 \) 9 \(\triangle 18.238 \) 1 \(1.139 \) 9 \(\triangle 18.238 \) 9 \(\triangle 1.821 \) 7 \(226 \) 2 \(\triangle 8.44 \) 0 \(\triangle 10.494 \) 2 \(\triangle 18.522 \) 4 \(\triangle 8.018 \) 0 \(\triangle 10.494 \) 2 \(\triangle 18.522 \) 4 \(\triangle 8.018 \) 0 \(\triangle 253.819 \) 0 \(\triangle 253.811 \) 0 \(\triang	603	
7 \(\triangle \) 128.670 3 \(\triangle \) 130,848 4 \(\triangle \) 2,178 8 \(\triangle \) 379,244 8 \(\triangle \) 379,218 6 \(\triangle \) 37,064 9 \(\triangle \) 14,183 (218,238) 1 \(\triangle \) 1,139 9 \(\triangle \) 31,298 9 \(\triangle \) 1,821 7 \(\triangle \) 226 \(\triangle \) 8,844 9 \(\triangle \) 1,821 7 \(\triangle \) 252,169 9 \(\triangle \) 1,821 7 \(\triangle \) 2,844 9 \(\triangle \) 1,821 9 \(\triangle \) 1,821 7 \(\triangle \) 2,8,844 0 \(\triangle \) 1,944 0 \(\triangle \) 1,944 0 \(\triangle \) 1,944 0 \(\triangle \) 1,925 0 \(\triangle \) 253,819 0 \(\triangle \) 253,819 0 \(\triangle \) 253,819 0 \(\triangle \) 269,875 0 \(\triangle \) 2,925 0 \(\triangle \) 3,046,733 3 \(\triangle \) 3,96,733 3 \(\triangle \) 3,96,733 3 \(\triangle \) 3,96,733 2 \(\triangle \) 635,949 2 \(\triangle \) 1,138 2 \(\triangle \) 635,774		過年度損益修正損
7 \(\triangle 128.670 \) 3 \(\triangle 130.848 \) 4 \(\triangle 2.178 \) 6 \(\triangle 379.244 \) 6 \(\triangle 379.218 \) 6 \(\triangle 37.064 \) 9 \(\triangle 14.183 \) 1 \(1.139 \) 9 \(\triangle 14.183 \) 9 \(\triangle 14.183 \) 9 \(\triangle 18.238 \) 9 \(\triangle 1.139 \) 9 \(\triangle 1.821 \) 7 \(226 \) 2 \(\triangle 8.844 \) 0 \(\triangle 10.494 \) 1 \(\triangle 8.651 \) 6 \(\triangle 10.494 \) 1 \(\triangle 8.651 \) 6 \(\triangle 10.494 \) 1 \(\triangle 8.651 \) 6 \(\triangle 10.494 \) 1 \(\triangle 8.651 \) 6 \(\triangle 10.494 \) 1 \(\triangle 8.651 \) 6 \(\triangle 10.494 \) 1 \(\triangle 253.819 \) 2 \(\triangle 253.819 \) 2 \(\triangle 253.819 \) 2 \(\triangle 253.819 \) 3 \(\triangle 16.656 \) 3 \(\triangle 16.656 \) 3 \(\triangle 9.733 \) 3 \(\triangle 9.733 \) 3 \(\triangle 9.733 \) 4 \(\triangle 6.733 \) 5 \(\triangle 6.733 \) 5 \(\triangle 6.735 \)	645,975	特別損失
7 \(\triangle 128.670\) 3 \(\triangle 130.848\) 4 \(\triangle 2.178\) 8 \(\triangle 379.244\) 8 \(\triangle 379.218\) 6 \(\triangle 37.064\) 9 \(\triangle 14.183\) (218.238) 1 \(\triangle 1,139\) 9 \(\triangle 1,139\) 1 \(\triangle 1,139\) 9 \(\triangle 1,821\) 7 \(\triangle 225.169\) 9 \(\triangle 1,821\) 1 \(\triangle 8,844\) 0 \(\triangle 1,925\) 1 \(\triangle 1,844\) 1 \(\triangle 8,651\) 6 \(\triangle 1,0494\) 2 \(\triangle 1,852\) 4 \(\triangle 8,018\) 1 \(\triangle 253.819\) 9 \(\triangle 253.819\) 9 \(\triangle 253.819\) 9 \(\triangle 253.819\) 1 \(\triangle 284.073\) 3 \(\triangle 1,965\) 4 \(\triangle 284.073\) 3 \(\triangle 1,965\) 3 \(\triangle 2,965.733\) 3 \(\triangle 2,965.733\) 3 \(\triangle 2,965.733\) 3 \(\triangle 2,965.733\) 2 \(\triangle 1,335\) 2 \(\triangle 1,335\) 2 \(\triangle 1,335\) 3 \(\triangle 2,965.733\) 3 \(\triangle 2,965.733\) 3 \(\triangle 2,635.949\) 2 \(\triangle 1,138\)	621,811	業務補助金収入
7 \(\triangle 128,670 \) 3 \(\triangle 130,848 \) 4 \(\triangle 2,178 \) 8 \(\triangle 379,244 \) 8 \(\triangle 349,086 \) \(\triangle 279,218 \) 6 \(\triangle 37,064 \) 9 \(\triangle 14,183 \) (218,238) 1 \(1,139 \) 9 \(\triangle 1,139 \) 9 \(\triangle 1,821 \) 1 \(\triangle 8,844 \) 0 \(\triangle 1,844 \) 1 \(\triangle 8,651 \) 6 \(\triangle 10,494 \) 1 \(\triangle 8,018 \) 1 \(\triangle 253,819 \) 2 \(\triangle 253,819 \) 3 \(\triangle 253,733 \) 3 \(\triangle 3,733 \) 3 \(\triangle 3,656 \) 3 \(\triangle 3,6573 \) 3 \(\triangle 3,635,949 \) - \(\triangle 6,733 \) 3 \(\triangle 3,635,949 \) - \(\triangle 6,733 \) 3 \(\triangle 3,635,949 \) - \(\triangle 6,733 \) 5 \(\triangle 6,733 \) 5 \(\triangle 6,565,949 \) - \(\triangle 6,565,945 \) - \(\triangle 6,565,9	14,700	その他特別利益
7 \(\triangle 128,670\) 3 \(\triangle 130,848\) 4 \(\triangle 2,178\) 8 \(\triangle 379,244\) 8 \(\triangle 379,218\) 6 \(\triangle 37,064\) 9 \(\triangle 14,183\) (218,238) 1 \(\triangle 1,139\) 9 \(\triangle 14,183\) 9 \(\triangle 1,139\) 1 \(\triangle 1,139\) 9 \(\triangle 1,139\) 1 \(\triangle 2,252,169\) 2 \(\triangle 8,844\) 1 \(\triangle 8,651\) 6 \(\triangle 10,494\) 1 \(\triangle 253,819\) 2 \(\triangle 253,819\) 2 \(\triangle 253,819\) 2 \(\triangle 253,819\) 3 \(\triangle 253,875\) 9 \(\triangle 253,873\) 3 \(\triangle 3,96,733\)	636,511	特別利益
7 \(\triangle 128,670\) 3 \(\triangle 130,848\) 4 \(\triangle 2,178\) 8 \(\triangle 379,244\) 8 \(\triangle 379,218\) 6 \(\triangle 37,064\) 9 \(\triangle 14,183\) (218,238) 1 \(\triangle 1,139\) 9 \(\triangle 14,183\) (218,238) 1 \(\triangle 1,139\) 9 \(\triangle 31,298\) 9 \(\triangle 1,821\) 7 \(\triangle 226\) 9 \(\triangle 1,821\) 7 \(\triangle 2252,169\) 9 \(\triangle 1,821\) 7 \(\triangle 2252,169\) 9 \(\triangle 1,821\) 10 \(\triangle 8,844\) 10 \(\triangle 10,494\) 11 \(\triangle 8,651\) 12 \(\triangle 18,522\) 13 \(\triangle 253,819\) 16 \(\triangle 10,494\) 17 \(\triangle 253,819\) 18 \(\triangle 253,819\) 19 \(\triangle 253,819\) 10 \(\triangle 269,875\) 10 \(\triangle 269,875\) 11 \(\triangle 284,073\) 12 \(\triangle 313,273\) 13 \(\triangle 13,273\) 14 \(\triangle 284,073\) 15 \(\triangle 266,733\) 16 \(\triangle 16,056\) 17 \(\triangle 266,733\)	161,546	受託業務損
7 \(\triangle 128,670\) 3 \(\triangle 130,848\) 4 \(\triangle 2,178\) 8 \(\triangle 379,244\) 8 \(\triangle 379,214\) 8 \(\triangle 379,218\) 6 \(\triangle 37,064\) 9 \(\triangle 14,183\) (218,238) 1 \(\triangle 1,139\) 9 \(\triangle 31,238\) 1 \(\triangle 1,821\) 9 \(\triangle 1,821\) 1 \(\triangle 8,844\) 0 \(\triangle 19,451\) 1 \(\triangle 8,651\) 1 \(\triangle 8,651\) 1 \(\triangle 253,819\) 2 \(\triangle 253,819\) 2 \(\triangle 253,819\) 2 \(\triangle 253,819\) 3 \(\triangle 253,819\) 4 \(\triangle 284,073\) 3 \(\triangle 13,273\) 5 \(\triangle 16,056\)	161,546	受託業務収入
7 \(\triangle 128,670\) 3 \(\triangle 130,848\) 4 \(\triangle 2,178\) 8 \(\triangle 379,244\) 8 \(\triangle 379,214\) 8 \(\triangle 379,218\) 6 \(\triangle 37,064\) 9 \(\triangle 14,183\) 1 \(\triangle 1,139\) 9 \(\triangle 31,238\) 1 \(\triangle 1,139\) 9 \(\triangle 31,226\) 1 \(\triangle 8,844\) 1 \(\triangle 8,844\) 1 \(\triangle 8,651\) 1 \(\triangle 253,819\) 2 \(\triangle 253,819\) 0 \(\triangle 269,875\) 9 \(\triangle 253,819\) 0 \(\triangle 284,073\) \(\triangle 284,073\) 3 \(\triangle 13,273\)	24, 285	道路引当後損益
7 \(\triangle 128,670 \) 3 \(\triangle 130,848 \) 4 \(2,178 \) 8 \(\triangle 379,244 \) 8 \(\triangle 379,214 \) 8 \(\triangle 379,218 \) 9 \(\triangle 14,183 \) 1 \(1,139 \) 9 \(\triangle 31,298 \) 9 \(\triangle 1,139 \) 9 \(\triangle 31,298 \) 9 \(\triangle 1,821 \) 7 \(226 \) 9 \(\triangle 1,821 \) 7 \(226 \) 9 \(\triangle 1,821 \) 9 \(\triangle 1,821 \) 9 \(\triangle 1,821 \) 1 \(\triangle 8,844 \) 1 \(\triangle 8,651 \) 1 \(\triangle 1,494 \) 1 \(\triangle 8,018 \) 9 \(\triangle 253,819 \) 0 \(269,875 \) 9 \(\triangle 253,819 \) 0 \(284,073 \)		同 取崩額
7 \(\triangle 128,670\) 3 \(\triangle 130,848\) 4 \(\triangle 2,178\) 8 \(\triangle 379,244\) 8 \(\triangle 379,214\) 9 \(\triangle 14,183\) (218,238) 1 \(\triangle 1,139\) 9 \(\triangle 31,298\) 9 \(\triangle 1,139\) 9 \(\triangle 31,298\) 9 \(\triangle 1,821\) 7 \(\triangle 226\) 9 \(\triangle 1,821\) 9 \(\triangle 1,821\) 7 \(\triangle 226\) 9 \(\triangle 1,821\) 9 \(\triangle 1,821\) 1 \(\triangle 8,844\) 0 \(\triangle 1,94\) 1 \(\triangle 8,651\) 2 \(\triangle 1,822\) 4 \(\triangle 8,018\) 9 \(\triangle 253,819\) 0 \(\triangle 269,875\) 9 \(\triangle 253,819\) 0 \(\triangle 269,875\) 9 \(\triangle 253,819\) 0 \(\triangle 269,875\) 9 \(\triangle 253,819\)	206,961	償還準備金繰入額
7 \(\triangle 128,670\) 3 \(\triangle 130,848\) 4 \(\triangle 2,178\) 8 \(\triangle 379,244\) 8 \(\triangle 379,214\) 8 \(\triangle 379,218\) 6 \(\triangle 37,064\) 9 \(\triangle 14,183\) 1 \(\triangle 1,139\) 9 \(\triangle 31,298\) 9 \(\triangle 1,139\) 9 \(\triangle 31,298\) 9 \(\triangle 1,139\) 9 \(\triangle 31,282\) 1 \(\triangle 1,139\) 9 \(\triangle 31,298\) 9 \(\triangle 1,821\) 7 \(\triangle 226\) \$\triangle 1,821\) 7 \(\triangle 226\) \$\triangle 8,844\) 9 \(\triangle 10,494\) 1 \(\triangle 8,018\) 1 \(\triangle 253,819\) 9 \(\triangle 253,819\)	27,000	修繕準備引当損
7 \(\triangle 128,670 \) 3 \(\triangle 130,848 \) 4 \(\triangle 2,178 \) 8 \(\triangle 379,244 \) 8 \(\triangle 379,214 \) 9 \(\triangle 14,183 \) 1 \(1,139 \) 9 \(\triangle 31,298 \) 9 \(\triangle 1,139 \) 1 \(1,139 \) 9 \(\triangle 1,139 \) 9 \(\triangle 1,139 \) 1 \(\triangle 1,139 \) 1 \(\triangle 1,139 \) 1 \(\triangle 1,139 \) 9 \(\triangle 1,139 \) 1 \(\triangle 1,139 \) 2 \(\triangle 1,139 \) 3 \(\triangle 252,169 \) 3 \(\triangle 252,169 \) 3 \(\triangle 253,819 \) 4 \(\triangle 8,018 \) 6 \(\triangle 253,819 \) 9 \(\triangle 253,819 \) 9 \(\triangle 253,819 \)	63,384	損失補填引当損
7 \(\triangle 128,670 \) 3 \(\triangle 130,848 \) 4 \(2,178 \) 8 \(\triangle 379,244 \) 8 \(\triangle 379,244 \) 8 \(\triangle 379,218 \) 6 \(37,064 \) 9 \(\triangle 14,183 \) (218,238) 1 \(1,139 \) 9 \(\triangle 31,298 \) 9 \(\triangle 1,821 \) 1 \(226 \) 1 \(252,169 \) 2 \(\triangle 8,844 \) 1 \(\triangle 8,651 \) 1 \(\triangle 8,651 \) 1 \(\triangle 8,651 \) 6 \(\triangle 10,494 \) 2 \(\triangle 18,522 \) 4 \(8,018 \) 9 \(253,819 \)	297,345	諸引当損
7 \(\triangle 128,670 \) 3 \(\triangle 130,848 \) 4 \(2,178 \) 8 \(\triangle 379,244 \) 8 \(\triangle 379,244 \) 8 \(\triangle 379,218 \) 6 \(37,064 \) 9 \(\triangle 14,183 \) 9 \(\triangle 1,139 \) 1 \(1,139 \) 9 \(\triangle 1,821 \) 1 \(1,821 \) 7 \(226 \) 2 \(\triangle 8,844 \) 6 \(\triangle 10,494 \) 1 \(\triangle 8,651 \) 6 \(\triangle 10,494 \) 2 \(\triangle 18,522 \) 4 \(\triangle 8,018 \) 6 \(\triangle 10,494 \) 6 \(\triangle 10,494 \) 7 \(\triangle 8,018 \) 6 \(\triangle 10,494 \) 7 \(\triangle 8,018 \) 9 \(\triangle 18,522 \) 4 \(\triangle 8,018 \) 9 \(\triangle 18,522 \)	321,630	経常損益
7 \(\triangle 128,670 \) 3 \(\triangle 130,848 \) 4 \(\triangle 2,178 \) 8 \(\triangle 379,244 \) 8 \(\triangle 379,244 \) 8 \(\triangle 379,218 \) 2 \(\triangle 279,218 \) 6 \(37,064 \) 9 \(\triangle 14,183 \) (218,238) 1 \(1,139 \) 9 \(\triangle 31,298 \) 9 \(\triangle 1,821 \) 7 \(\triangle 226 \) 2 \(\triangle 8,844 \) 0 \(\triangle 194 \) 1 \(\triangle 8,651 \) 6 \(\triangle 10,494 \) 2 \(\triangle 18,522 \) 4 \(\triangle 8,018 \)		雑損失
7 △ 128,670 3 △ 130,848 4 2,178 8 △ 379,244 8 △ 379,244 8 △ 349,086 △ 92,749 2 △ 279,218 6 37,064 9 △ 14,183 (218,238) 1 1,139 9 △ 1,821 7 226 7 226 7 226 3 252,169 2 △ 8,844 0 △ 10,494 2 △ 18,522	34,036	消費税納付金
7 \(\triangle 128,670 \) 3 \(\triangle 130,848 \) 4 \(\triangle 2,178 \) 8 \(\triangle 379,244 \) 8 \(\triangle 379,248 \) 9 \(\triangle 14,183 \) 9 \(\triangle 14,183 \) 1 \(\triangle 1,139 \) 9 \(\triangle 1,139 \) 1 \(\triangle 1,139 \) 9 \(\triangle 1,139 \) 9 \(\triangle 1,238 \) 1 \(\triangle 1,3298 \) 9 \(\triangle 1,821 \) 7 \(\triangle 226 \) 252,169 \(\triangle 1,94 \) 1 \(\triangle 8,844 \) 0 \(\triangle 1,94 \) 1 \(\triangle 8,651 \) 6 \(\triangle 10,494 \)	117,184	支払利息等
7 \(\triangle 128.670 \) 3 \(\triangle 130.848 \) 4 \(2.178 \) 4 \(2.178 \) 8 \(\triangle 379.244 \) 8 \(\triangle 379.218 \) 9 \(\triangle 14.183 \) 1 \(1.139 \) 9 \(\triangle 31.298 \) 9 \(\triangle 1.821 \) 1 \(1.1821 \) 2 \(\triangle 8.844 \) 0 \(\triangle 8.844 \) 1 \(\triangle 8.851 \)	151,220	営業外費用
7 \(\triangle 128.670\) 3 \(\triangle 130.848\) 4 \(2.178\) 4 \(2.178\) 4 \(2.178\) 8 \(\triangle 379.244\) 8 \(\triangle 379.249\) 9 \(\triangle 17.183\) 1 \(1.139\) 9 \(\triangle 31.298\) 9 \(\triangle 31.898\) 9 \(\triangle 31.898\	15,042	雑収入
7 \(\triangle 128.670 \) 3 \(\triangle 130.848 \) 4 \(2.178 \) 4 \(2.178 \) 4 \(\triangle 2.178 \) 8 \(\triangle 379.244 \) 8 \(\triangle 349.086 \) 9 \(\triangle 129.749 \) 1 \(\triangle 1.139 \) 9 \(\triangle 31.288 \) 1 \(\triangle 1.139 \) 9 \(\triangle 31.288 \) 9 \(\triangle 3.821 \) 252.169 \(\triangle 3.844 \)	204	利息収入
7 \(\triangle 128.670 \) 3 \(\triangle 130.848 \) 4 \(2.178 \) 4 \(2.178 \) 4 \(\triangle 379.244 \) 8 \(\triangle 349.086 \) \(\triangle 92.749 \) 2 \(\triangle 279.218 \) 6 \(37.064 \) 9 \(\triangle 14.183 \) (218.238) 1 \(1,139 \) 9 \(\triangle 31.298 \) 9 \(\triangle 31.298 \) 9 \(\triangle 1.821 \) 7 \(226 \) 3 \(252.169 \)	15,246	営業外収入
7 \(\triangle 128,670 \) 3 \(\triangle 130,848 \) 4 \(2,178 \) 4 \(2,178 \) 4 \(\triangle 379,244 \) 8 \(\triangle 349,086 \) \(\triangle 92,749 \) 2 \(\triangle 279,218 \) 6 \(37,064 \) 9 \(\triangle 14,183 \) (218,238) 1 \(1,139 \) 9 \(\triangle 31,298 \) 9 \(\triangle 3,821 \) 7 \(\triangle 226 \)	457,604	営業損益
7 \(\triangle 128,670 \) 3 \(\triangle 130,848 \) 4 \(2,178 \) 4 \(\triangle 2,178 \) 8 \(\triangle 379,244 \) 8 \(\triangle 349,086 \) \(\triangle 92,749 \) 2 \(\triangle 279,218 \) 3 \(\triangle 279,218 \) 3 \(\triangle 37,064 \) 9 \(\triangle 14,183 \) (218,238) 1 \(1,139 \) 9 \(\triangle 31,298 \) 9 \(\triangle 31,298 \) 9 \(\triangle 31,298 \) 9 \(\triangle 1,821 \)	911	退職手当引当損
7 \(\triangle 128,670 \) 3 \(\triangle 130,848 \) 4 \(2,178 \) 4 \(2,178 \) 8 \(\triangle 379,244 \) 8 \(\triangle 349,086 \) \(\triangle 92,749 \) 2 \(\triangle 279,218 \) 3 \(\triangle 37,064 \) 9 \(\triangle 14,183 \) (218,238) 1 \(1,139 \) 9 \(\triangle 31,298 \)	12,830	諸滅価償却費
7 \(\triangle 128.670 \) 3 \(\triangle 130.848 \) 4 \(2.178 \) 4 \(2.178 \) 8 \(\triangle 379.244 \) 8 \(\triangle 379.248 \) 9 \(\triangle 14.183 \) 1 \(1.139 \) 1	101,977	一般管理費
7 \(\triangle 128.670 \) 3 \(\triangle 130.848 \) 4 \(2.178 \) 8 \(\triangle 379.244 \) 8 \(\triangle 379.244 \) 9 \(\triangle 14.183 \) (218,238)	2,162	駐車場管理費
△ 128,670 △ 130,848 2,178 △ 379,244 △ 379,244 △ 349,086 △ 92,749 △ 279,218 37,064 △ 14,183	(572,057)	(道路損益)
△ 128,670 △ 130,848 2,178 2,178 △ 379,244 △ 349,086 △ 92,749 △ 279,218 37,064	305,022	雁板・ンネル
△ 128,670 △ 130,848 2,178 △ 379,244 △ 349,086 △ 92,749 △ 279,218	33,962	清里高原
△ 128,670 △ 130,848 2,178 △ 379,244 △ 349,086 △ 92,749	609,060	万十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
△ 128,670 △ 130,848 △ 2,178 △ 379,244 △ 349,086	92,749	八ヶ岳
△ 128,670 △ 130,848 2,178 △ 379,244	1,040,794	道路管理費
△ 128,670 △ 130,848 2,178	1,144,932	営業費用
△ 128,670 △ 130,848	3,426	駐車場料金収入
△ 128,670	1,612,851	道路収入
	1,616,277	営業収入
		(収益の部)
(B) (B-A) (B-A) /A	(A)	
平成14年度 比較增減 増減比率	平成13年度 平成	型型

_					□≻						\nearrow					_	雁坂						穑						運	-		
-				通行台数	<u> </u>					通行台数	八ヶ岳			*		通行台数	坂トンオ			*		通行台数	清里高原				<u></u>	通行台数	河口湖富士山	×	有料道路名	(表2)
樹	損益	管理費	収入	敛		倒	損益	管理費	収入	数		極	損益	管理費	人对	数	ネル	份	損益	管理費	人对	数		松	損益	管理費	収入	数	Ë	\$		有料道
50%	834, 691		1, 663, 630	3, 786		28%	45, 220	118, 831	164, 051	541		42%	217, 301	302,594	519, 895	672		56%	59, 172	46, 796	105, 968	420		59%	512, 998	360,718	873, 716	2, 153		(A)	平成 12 年度	有料道路事業の3年間の推移
35%	572.	_		3, 624		24%	28, 951	92, 749	121.			45%	251, 982	305,022	557,004	720		89%	74, 565	33, 962	108, 527			26%	216, 560		825, 620	2,066		(B)	平成 13 年度	年間の推移
-15%	△ 262,633	211, 854	△ 50, 779	△ 162		-4%	△ 16, 269	△ 26,082	△ 42, 351	△ 137		3%	34, 681	2, 428	37, 109	48		13%	15, 393	△ 12,834	2, 559	14		-32%	△296, 438	248, 342	△48, 096	ĺ		(C) = (B - A)	增減額	
	-31%	Γ	-3%	-4%			-36%	-22%		,			16%	1%	7%				26%	-27%		3%			-58%	69%	-6%	-4%		(C)/(A)	増減率	(単)
53%	790,		1, 482, 003	3, 112								47%	260, 516	290, 839	551, 355	698		32%	33, 442	71,026	104, 468			60%	496, 338	329,842	826, 180	1, 996		反 (D)	平成14年	(単位:金額・千円、
18%	247, 189	△ 256, 337	△ 9, 148	△ 108								2%	8, 534	△14, 183	△ 5,649	△ 22		-37%	△41, 123	37, 064		△ 16		34%	279, 778	△279, 218	560	△ 70		(E)= (D-B)	増減額	台数
34	45.5%	١,	-0.6%	3.4%									3.4%	3 -4.6%	-1.0%	-3. 1%			-55.2%	109.1%	-3.7%	-3.7%			129.2%	-45.8%	0.1%	-3.4%		(E)/(B)	増減率	千台)

(注)14年度の合計欄の差額は八ヶ岳を除いている

(2) 財政状態

平成 13 年度及び 14 年度の財政状態は、表3のとおりである。

総資産は、623 億円であるが、その主なものが有料道路資産の 617 億円である。平成 13年度に比して351 百万円減少しているが、未収未払の債権債務の精算状況によるものである。

借入金6億円の減少は、主に八ヶ岳横断有料道路の事業終了に伴う返済であり、これは果からの補助金収入に対応する。償還準備金の791百万円増加のうち3億円は精算

(注) 長期借入金については修正している。

Щ 梨 公 報 号 外 第二十二号 平成十六年四月二十三日

公営企業金融公庫 市中銀行等借入金 政府借入金 (表4)借入金の状況 □⊳ - Hit 平成 13 年度 2, 591, 726 4,441,071 7,665,014 632, 217 平成 14 年度 4, 258, 954 6, 993, 804 2, 243, 113 491, 737 $\triangle 671.210$ $\triangle 348,613$ $\triangle 182, 116$ $\triangle 140,480$ 増減 2.13% ? 5. 5% 1.9% 世 (単位: 千円) 11年~20年 2年~15年 10年-15年 償還期間

第3 前回監査の指摘・意見等への対応

(1) 事業収入に係る帳簿等を整備すべきもの

措置済み

(2) 道路整備(倉庫)につき台帳整理すべきもの < 本 内 と

措置済み

(3) 準備金の会計処理を適切に行うべきもの

/ 克科/

過年度分は平成11年度に前期損益修正として修正 準備金の趣旨に沿うべく規程の一部改定

(4) 出来高検査報告書を適切に整備すべきもの

/ 译码/

措置済み

5 会計処理手続き(建設仮勘定)に留意すべきもの

措置済み

6) 交通事故による設備の保全

< 举码>

復旧作業責任者である埼玉県にて平成11年8月9日に完了

(7) 契約にしいい

(ア)清掃委託業者と県との3者契約

< 対応>

措置済み(業者と契約)

(イ)契約台帳に請負変更契約の記載がない

< 本 六 六 六 六

記載漏れ修正済により措置済み

(8) 県との受託業務契約と予算統制について

< 本 内 と

運用で改善する。

雞4 監査の結果

1 八ヶ岳横断有料道路の無料開放について

(1) 償還金について当初計画に問題点があったものと考えられるもの。

成9年度に道路公社に引継ぎ、平成13年度に無料開放を行った。 八ヶ岳横断有料道路は、昭和51年度に企業局が地方有料道路として事業を開始し、平

645,372,494 円を、県からの補助金収入 621,811,000 円と当期利益 23,531,494 円ならび き継ぐべき借入金を 6 億円に減額して整理した。この処理により発生した引継損失 に一般勘定の利益30,000円で補填し、精算し、平成13年10月9日に無料開放した。 産と、借入金 899,165,000 円の負債を、それぞれ引き継いだ。そして、平成 9 年度末に引 126,366,895 円、備品 8,807,000 円、電話加入権 131,300 円の合計 135,305,195 円の資 公社は、引継時の資産を平成 9 年度期首(平成 9 年 4 月 1 日)に、道路事業資産

年後の無料開放時には6億円が償還不足となり、これを県が補助金として負担したことに 企業局が昭和 51 年度に有料道路として策定した償還金額(14 億円)は、開設から 25

がこの計画と乖離したことによる。 これは、当初計画の通行量と通行料金収入が表5のような計画に基づいており、実績

2 引継手続きについて検討すべきもの。

7,940mを引き継ぐ協定書を取り交わしている。協定書第 4 条により、引継ぎに関して同年 公社は、県に道路資産として、平成 13 年 9 月 7 日に主要地方道高根富士見線として

るとしている。 19 日に別途覚書を交わし、この2において、道路付帯設備の撤去費は、県が負担す

ものであり、適切に算定すべきでものであるから、今後の有料道路事業の中で検討すべき 路の無料開放時の精算額の中には上記の理由から、有料道路の道路付帯設備の撤去 費が除かれているが、今後の有料道路事業にとっての重要な経営情報となるものを含む 補助金を増加しなければならず、県の実質的な負担額はかわらない。しかし、当該有料道 たしかに、公社がこの撤去費を負担したとしたならば、利益が減少しその金額分を県は

(表5)開業から平成 13 年10月までの計画と実績の乖離	8年10月までの計	画と実績の記	尼 解	(単位:千円)	円)
		計画	実績	乖離額	乖離率
	通行料収入	5,392,153	4,456,120	-936,033	82.6%
	利息収入	0	39,557	39,557	
	**************************************	Constant of the Party of the Pa	THE REAL PROPERTY AND PERSONS ASSESSMENT AND PROPERTY AND PROPERTY AND PERSONS ASSESSMENT ASSES		

82.6%	-9, 237	43,953	53,190			通行量
%	0	0	0		収支差額	
96.0%	-215,696	5,176,457	5,392,153	支出合計		
94.6%	-215,696	3,776,457	3,992,153	小計		
	22,146	22,146		本社経費割掛	E	
104.9%	59,551	1,277,011	1,217,460	管理事務所経費	その他の支	
180.3%	305,758	686,748	380,990	維持費	Mds M COnditioner on	対圧
74.8%	-603,151	1,790,552	2,393,703	借入金利息		
		1,400,000	1,400,000	小計		
		1,190,000	1,190,000	長期借入金	償還金	
		210,000	210,000	国の貸付		
96.0%	-215,696	5,176,457	5,392,153	収入合計	THE REAL PROPERTY AND ADDRESS OF THE PROPERTY ADDRESS	
	621,811	621,811		補助金収入		
	58,969	58,969	0	雑収入		収入
	39,557	39,557	0	利息収入		
82.6%	-936,033	4,456,120	5,392,153	通行料収入		
乖離率	乖離額	実績	計画		-thirdingshifted -thronoremental-sylves some a rangement on	and the formation of the feetings of the feeti

2 富士河口湖有料道路について

Ξ 道路管理費のうち資産に計上すべきもの。

運営を行っていたが、平成9年4月1日に道路公社へ引き継いだ。 河口湖大橋は、昭和46年4月19日に開通し、企業局が地方有料道路事業として管理

開通以降32年間で7回事故があり、13人が死亡しており、その度に修繕を行ってきた。

Щ

梨 県

公

報 号 外

第二十二号

平成十六年四月二十三日

から31日にかけて5百万円で暫定復旧し、翌平成13年8月1日から、平成14年3月21 平成 12 年 11 月 30 日に自動車事故により、欄干が破損したので、平成 12 年 12 月 6 日 であり修繕費として道路管理費に計上されている。 日までに転落防止対策工事としてアルミの欄干を改修した。この工事費は、2億51百万円

ものではなく、資産計上すべきものであるが、道路資産の取り扱いや料金額の変更、徴収 も、各年度の収支状況を適正にするためには、上記改修工事費は1期間の費用とすべき 路資産として維持され、通行料収入から維持管理費総額を差引いた利益を償還準備金と 現在の地方道路公社会計では、道路資産は減価償却計算を行わず、当初の建設費が道 期間の変更などを含めて、国と協議すべきである。 して当初の建設費を回収することとなっている。このような現在の計算構造の下において しかし、このような大規模改修は資本的支出であり、道路資産に計上すべきものである。

9 平成17年6月の無料開放に備えて資料を備えるべきもの。

点で無料開放することになっている。 益をプールする)をとっているので、ともに平成 17 年 6 月が償還期限となっておりその時 富士スバルラインと河口湖大橋は料金プール制(個別に収支を区分せず合算して損

金を課して過大利用を抑制することを検討している。 こで、富士山の世界遺産登録による自然保護と環境問題の調和を図るために、一定の料 は、無料開放することによる自動車の排気ガス等による環境問題が課題となっている。そ 現在、河口湖大橋は無料開放することには問題はないが、富士スバルラインについて

る河口湖大橋と富士スバルラインのプール計算を見直し、路線ごとの維持管理費を区分 して算定を行い、経営資料の蓄積に努められたい。 今後の無料開放時の富士スバルラインに係る措置の資料となるように、現在行ってい

3 回数券の管理を適切にすべきもの。

理事務所に配布し、これを富士山・河口湖大橋の両料金徴収事務所に配布して顧客に 回数券は、新規印刷時に 100 枚つづりの回数券を本社が河口湖富士線有料道路管

に棚卸明細表を作成している。しかし、年度末に回数券の実査を管理者が行っていな 管理事務所は、本社に毎月通行券(回数券)受払状況報告書をもって報告し、年度末

検討されたい。 今後は、両管理事務所では年度末に実査を行うとともに、適時に適量を配布することも

ω 清里高原有料道路について

固定資産の会計処理を適切にすべきもの

ろ、次の資産については、取得時に費用処理したことにより簿外資産となっている。 以上で、かつ、取得価格 20 万円以上のものを有形固定資産とする。」と規定されているとこ 適正な会計処理をされたい。 山梨県道路公社会計規程実施細則第 61 条によると、「備品については、耐用年数1年

- 耐火金庫 プラスEC-71 395,000円 平成10年3月31日取得
- シュレッダー コクヨ MS2310 201,000円 平成9年6月2日取得
- 応接セット 210,120円 平成5年6月7日取得
- 応接セット 253,300円 平成9年6月2日取得
- 応接セット 414,300 円 平成10年2月10日取得
- パーソナルコンピュータ NECPCVS30 248,000 円 平成10年4月22日取得

2 有料道路の管理費を適切に計上すべきもの

開放されることとされている。したがって、原則として路線ごとに独立採算制を採用し、各有 期間内の料金収入により償われることができるよう料金が設定され、期間が経過すると無料 料道路の損益・収支については他の道路と区分して経理しなくてはならない。 有料道路制度は、償還主義を原則としており、建設費、維持・修繕費等については一定

行っていた。この間の両有料道路の管理費を比べてみると平成13年度の料金徴収事務委 に区分されていないと思われる処理があった。 託料、平成11年度、12年度の人件費について以下のように両有料道路の費用計上が明確 放された平成 13 年 10 月まで両有料道路の管理は現清里高原有料道路の管理事務所で 清里高原有料道路が供用開始された平成10年6月から八ヶ岳横断有料道路が無料開

(ア) 料金衡収委託費

額を比較すると表のようになっている。 並びに各有料道路の元帳計上額と料金徴収委託契約を「積算書」の比で按分した金 の契約額と各有料道路の料金徴収業務等委託積算書(以下「積算書」という。)の関係、 各有料道路の料金徴収事務は外部に委託している。平成 10 年度から平成 14 年度

Ξ
$\overline{}$
奖
米
쬺
契約額と積算額との
旗
犚
盤
7
\mathcal{O}
) 差異
粜

				A		
-1,013	-1,244	-1,457	-1,457	0	碩-積算書)	差異(契約額-積算書)
117,634	144,444	169,316	169,316	161,196	卟	
40,726	40,833	41,608	41,608	35,817	計皿	ji *
0	26,054	49,103	49,103	39,481	八ヶ岳	神
76,908	77,556	78,604	78,604	85,898	羅抜	
116,621	143,200	167,859	167,859	161,196	料道路一括)	契約額(3有料道路一括)
平成 14 年度	平成 13 年度	平成 12 年度	平成 10 年度 平成 11 年度	平成 10 年度		
(単位:千円)				との差異	契約額と積算額との差異	表(1) 契約

(注)積算額より若干低い金額で契約してい

元帳計上額は、積算額に当該差異を各有料道路の積算額の比で配賦した金額を加味した金額である

表(2)料金徵収業務委託費

元帳計上額と契約額を積算額で各有料道路に按分した金額との差異

(単位:千円)

			ハンスクサビキなーとなった。
0 -30,108	0	1.240	差異
41,250 40,482	41,250	35,817	契約額を積算額により按 清里 分した金額(注 1)
41,250 10,374	41,250	37,057 4	元帳
0 30,108	0	-120	差異
48,681 25,830	48,681	39,481 4	契約額を積算額により按 八ヶ岳 分した金額(注1)
48,681 55,938	48,681	39,361 4	元帳
平成 12 年度 平成 13 年度		平成 10 年度 平成 11 年度	

(注 1) 料金徴収業務委託契約は、ハケ岳横断有料道路、清里高原有料道路、雁坂トンネル有料道路の3有 計算している。(平成 10 年度~平成 12 年度、平成 14 年度) 料道路を一括してひとつの業者と契約しているため、各有料道路の委託費計上は、次の算式により

各有料道路の委託費計上額 II

3 有料道路合計の契約額 ×

個別有料道路の積算額

各有料道路の積算額合計

(注 2) 平成 10 年度の八ヶ岳の差異は、誤って料金徴収事務委託料以外の委託料に計上してしまったもの

平成 10 年度から平成 12 年度の料金徴収事務委託費計上額は、上記(注 1)の算式に

より計上しているが、平成 13 年度の元帳を見ると、一旦同基準で計上した後、年度末の日付で、清里高原有料道路から八ヶ岳横断有料道路へ「無料開放に伴う清算振替」なる摘要で30,107,818 円振替が行われている。

この処理について公社は、「八ヶ岳横断有料道路の清算に伴い、同一事務所管理の経費である清里高原有料道路との料金徴収費用の負担割合を平成 10 年度に遡って見直しした。その理由として、個別費用を除いた費用についての負担割合の規定はなく、また、一般管理費の各路線への割り振りは、料金収入を基本に按分していることから、両有料道路の共通費である料金徴収事務委託料についても、通行料(料金収入)に応じて負担したほうが、企業会計原則の費用収益対応の原則に沿う。」と説明している。

しかしながら、①そもそも、料金徴収事務委託契約は、各有料道路の積算書を基準として契約金額が決定されており、よって、料金徴収委託費は、積算書から各有料道路の個別費用として容易に算出できること、②費用収益対応の原則は、収益と個別対応できる費用は収益と個別対応させ、それ以外の費用は期間対応させることを趣旨としており、共通費について収益を基準として按分すべきことを規定しているものではないこと、③3有料道路のうち、雁坂トンネル有料道路は、積算書を基準として計上しているのに対し、清里高原有料道路と八ヶ岳横断有料道路との関係においては収益按分となるのでは処理の一貫性が保たれないこと、④継続性の原則に反すること、⑤共通費は収益按分により計上する立場をとりながら、共通費と考えられる報酬給与、手当等、共済費について平成11年、平成12年の清里高原有料道路の計上額が0になっており会計処理の一貫性がないこと、などの理由から、当該振替は適切な会計処理といえない。各有料道路に関連付けられる費用については、それぞれの有料道路に計上すべきである。

(イ) 役員報酬·手当等·共済費

清里高原有料道路の平成 11 年度、平成 12 年度の計上が 0 であるのに対し、八ヶ岳横断有料道路は、報酬給与は平成 11 年度 30,035 千円、平成 12 年度 26,225 千円、手進等は、平成 11 年度 662 千円、平成 12 年度 814 千円、共済費等は、平成 11 年度 630 千円、平成 12 年度 5,167 千円それぞれ計上されている。両有料道路の管理を同じ管理事務所で行っており、また、組織上も両有料道路に分かれていなかったため、人件費は両有料道路共通費と考えられるが、共通費は、合理的な基準で各有料道路に配賦すべきであり、清里高原有料道路にかかる人件費が 0 であることは適切な処理とはいえない。

清里高原有料道路と八ヶ岳横断有料道路における費用配分に一貫した合理的配賦基準が規定されていなかったことが原因と考えられるが、たとえ明文化された規定がなくとも、共通費は合理的に配賦すべきものと考える。

1,116,987 151,700 1,421,154 - 10,373,882 40,375,650 55,937,818 - 2,308,321 5,995,419 4,687,605		7,032,795		15,227,845	八ヶ岳	牧売本(上売タグで)
4						1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			2,765,574	24,650,634	清里高原	かずんがく しゅしこ なく
		48,681,150	48,681,150	39,361,000	八ヶ岳	が
		41,250,300	41,250,300	37,057,000	清里高原	张] () () () () () () () () () (
		208,700	178,700	0	八ヶ岳	in X
		0	90,500		清里高原	茶 專
				278,421	八ヶ岳	1
				154,050	清里高原	沙 神 神
0		0	16,600	72,000	八ヶ岳) i
84,200 31,600		26,600	0	0	清里高原	- 白扫樓
				220,500	八ヶ岳	1
				179,500	清里高原	
5,419,981		8,760,570	9,054,913	8,825,011	八ヶ岳	(/1347 (R) 1347
781,935 1,314,862		853,020	924,105	1,251,882	清里高原	· 田 、
548,678		381,972	291,669	431,971	八ヶ岳	汉伤夷
1,089,720 1,203,147		661,975	841,097	682,224	清里高原	で数曲
2,165,835		6,059,638	5,440,414	3,929,848	八ヶ岳	7.70 美(推约美)
5,171,532 4,305,762		173,265	320,320	4,448,744	清里高原	無田佛(姓姓)
242,425 -		331,379	420,176	419,949	八ヶ岳	X
0 51,296		0	0	431,520	清里高原	· 典
2,237,800 -		2,403,600	2,693,320	1,786,790	八ヶ岳)o F
232,600 2,496,900		256,500	126,670	1,285,165	清里高原	
2,913,070 -	2,91	5,167,797	630,136	269,103	八ヶ岳	光 角貝
2,051,496 1,167,468	2,05	0	0	341,114	清里高原	+
451,000 -	45	814,921	662,509	1,594,770	八ヶ岳	4
138,187 293,465	13	0	0	1,716,501	清里高原	再加工
15,496,114 -	15,49	26,225,036	30,035,991	1,434,140	八ヶ岳	報酬物 子
9,582,550 8,035,123	9,58	0	0	1,301,600	清里高原	1 V≫ M≅ 0
						道路管理費
0,094 -	121,700,094	164,050,689	174,749,676	185,948,709	八ヶ岳	追 培争未收入
6,848 104,468,236	108,526,848	105,968,369	99,360,370	77,283,340	清里高原	1. 叫茶串和
年度 平成 14 年度	平成 13 年度	平成 12 年度	平成 11 年度	平成 10 年度		
	平4 13	ン元製 亚母 19 年度	平平 11 年年		\frac{1}{2} \text{III}	100

除雪費	八ヶ岳 清里高原	11,132,163 2,475,887 1 124 550	11,132,163 12,401,429 2,475,887 270,647 1 124 550 1 110 000	10,200,256 0 2,563,475	970,341 621,705 0	2,922,675
京 山 文	八ヶ岳	1,124,550	1,110,000	2,563,475	0	
1字 🗸 莆 旺 坳 绍 天	清里高原	78,130,116	78,130,116 48,863,513	46,796,217	46,796,217 33,962,409 70,844,014	70,8
坦昂克在英口巴	八ヶ岳	86,108,061	86,108,061 116,045,059 118,831,289 92,491,821	118,831,289	92,491,821	

(3) 平成14年3月時点での当初予想と実績の乖離について

24.6%)となっており、償還準備金(企業会計では当期未処分利益に対応する。)は 115,053 年度 24.9%、平成 11 年度 24.4%、平成 12 年度 25.6%、平成 13 年度 25.9%、平成 14 年度 ようになる。通行料収入の実績は、495,606千円と計画の25%(年度別対計画比は、平成10 千円で計画の12.2%である 清里高原有料道路の開業から平成14年3月までの当初予想と実績を比較すると、下表の

階での通行量予測が甘かったこと、清里を訪れる観光客が減少したこと等が原因と考えら 47,200 千円にてまかなっている。このように計画と実績が大きく乖離しているのは、計画段 828,163 千円)であり、このマイナスは他会計からの借入れ 236,464 千円、損失補填引当金 はマイナスとなることが予想される。また、収支差の実績は-283,664 千円(対計画比-通行料収入が現状のまま続くとすると、償還準備金は今後減少していき、平成 19 年頃に

路として利用がされている面がある 上り(大泉方面)で 65.1%、下り(清里方面)で 38.3%であり、地元の者の利用も多く生活道 平成14年10月8日の通行量調査によると、全利用者のうち県内ナンバー車の比率は、

の見込みが期待できないようならば、繰上げ償還により一般道路化することも検討する必要 平成 10 年の開業から 4 年経過した時点の業績であるが、この状態が続き今後収益改善

	来736半以14	、亥9)用来から半成14年3月までの計画と表痕の非難について	当と未順の非際	無でしていて	(単1)	甲位:十円)
-			計画	実績	乖雕額	乖離率
		通行料収入	1,974,947	495,606	-1,479,341	25.1%
1 2		利息収入	0	137	137	0.0%
₹	·	雑収入	0	19,113	19,113	0.0%
		収入合計	1,974,947	514,856	-1,460,091	26.1%
姓出		国の貸付	316,779	314,379	-2,400	99.2%
	償還金	長期借入金	84,338	84,338	0	100.0%
		小計	401,117	398,717	-2,400	99.4%
	その他の支	長期借入利息	142,921	142,932	11	100.0%

12.2%	-830,563	115,053	945,616		備金	償還準備金
-52.1%	828,113	283,664	-544,449	뿌		
0.0%	47,200	47,200	0	損失補填引当金	する措置	
0.0%	544,449	0	-544,449	前年度繰越金	収支差に対	収支差
0.0%	236,464	236,464	0	他会計繰入金		
-52.1%	-828,163	-283,664	544,499		収支差	
55.8%	-631,928	798,520	1,430,448	支出合計	and the second	
25.1%	-140,891	47,200	188,091	小計		
25.1%	-140,891	47,200	188,091	損失補填引当金		
41.9%	-488,637	352,603	841,240	小計		
-41.3%	-320,074	-93,526	226,548	本社経費割掛		
73.6%	-84,184	234,337	318,521	管理事務所経費		
44.9%	-84,390	68,860	153,250	維持費	Œ	

4 雁坂トンネル有料道路について

(1) 整理簿の運用を適正に行うべきもの

収入金整理簿、未払費用整理簿について記入がなされていなかった。 作成されてはいるものの、未収入金の収受、未払費用の支出があったにもかかわらず、未 監査実施日(平成15年8月22日)現在において、未収入金整理簿、未払費用整理簿は

定に基づいて適正な運用を行わなければならない。 日々の未収入金、未払費用の増加、減少を記入することに意義がある。それゆえ、経理規 未収入金整理簿、未払費用整理簿の作成は経理規定によって義務づけられているが、

2 埼玉県に経営成績の報告を行うべきもの

事長が別途協議の上決定することになっている。 金に関しては平成8年10月1日に協定書が結ばれており、有料道路の料金徴収期間が終 了したときにおける財産の処分については、山梨県知事、埼玉県知事、山梨県道路公社理 雁坂トンネルについては、埼玉県の出資金が 612,500,000 円計上されている。この出資

も期待できる。 する埼玉県側のコミットメントが得られ、遅れている埼玉県側の道路整備が促進される効果 り、雁坂トンネル有料道路の経営状況を報告することによって、雁坂トンネル有料道路に対 残余財産に対する請求権と解すべきものである。また、埼玉県にも当然に出資者責任があ この出資金は、平成 40 年度に返還する前提で計画が立てられているが、出資金は本来

それゆえ、埼玉県に対し、従来の決算報告の他に、これまで以上に雁坂トンネル有料道

路の経営状態についての情報提供を行うことによりコミットメントを得られるよう働きかけるとともに、相互に連携して、有料区間前後の国道140号についても整備を促進するよう一層の努力が求められる。

(3) 修繕引当金の引当額を検討すべきもの

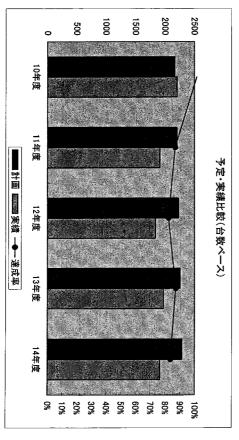
修繕引当金が毎年 27,000,000 円引き当てられているが、当該金額は道路公社が施行した部分の機械、通信電灯電力装置、その他の諸設備 2,699,467,277 円分が 10 年に1度大た部分の機械、通信電灯電力装置、その他の諸設備 2,699,467,277 円分が 10 年に1度大修繕を行うと仮定し、およそその 1/10 である 270,000,000 円について、毎年その 1/10 である 27,000,000 円を費用として計上しているものである。しかしながら、雁坂トンネルは建設省 (現国土交通省)からの引き継ぎ分についても、機械設備および通信電灯電力装置 7,006,851,900 円があり、当該設備に関して修繕が必要となった場合でも道路公社が費用負担しなければならない。

現在のところ、大規模な修繕が発生していないが、予想される修繕を想定して正確に算定して修繕引当金を計上する必要がある。

(4) 平成15年3月時点での当初予想と実績の乖離について

雁坂下ンネル有料道路の開業から平成 15 年度までの当初予想と実績を比較すると以下のようになる。

(一日平均台数)

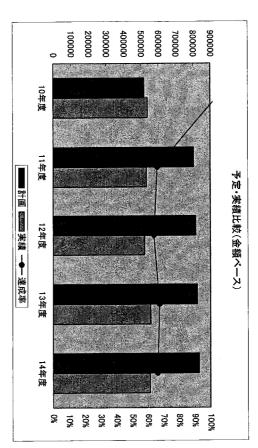


開業当初こそ、予定を上回っているものの、平成 11 年度からは、台数ベースの達成率は80%台で推移している。

また、金額ベースで見ると、開業初年度こそ目標を達成しているものの、その後は当初予

定の 60%台後半で推移している。台数ベースの達成率と金額ベースの達成率に乖離が生じている原因として、当初予定よりも大型車両の通行が少なく、産業道路として機能していないことが考えられる。

(年額 単位:千円)



大型車両の通行量が少ない原因として、埼玉県側の道路整備が当初より進んでおらず、大型車両が通行しにくいことが考えられる。当然、長期の景気低迷による物流量の低下という要因もあるとは思われるが、現時点では計画からの収入の減少分を特に維持費の節約によってカバーする償還計画となっている。これまでのところ大規模な修繕が発生していないため、維持費が当初計画を下回っているが、大規模な修繕が発生した場合には維持費がふくらみ、当初計画通りの収入が得られなければ償還計画に破綻をきたすことにもなりかねない。それゆえ、当初の計画通り産業道路として機能するよう、埼玉県との協議の場を設け、埼玉県側の道路整備の促進を働きかける必要があると思われる。

5 各有料道路に共通する事項

上記で、各有料道路に共通して計画と実績が乖離については、それぞれ各有料道路固有の原因もあるが、本質的な問題の1つとして、計画の策定において将来の見通しが甘かったことが挙げられる。これは計画策定の制約条件に地方道路公社法そのものの考え方に原因があると考えられる。

すなわち、① NTT 資金の融資を受けるために国土交通省の承認が必要であること、② 国土交通省の基準では借入金の償還期間が5年据置き20年と定められていること、この結果。 ③ 25 年で償還できるように通行料を見積もらざるを得ないこと等の制約のもとで長期の償還

山梨

と無料開放計画を立案しなければならない。

しかしながら、有料道路の無料開放期限のうちにおいて、資金の調達、県の負担等も含めて、国とも協議して現実性のある計画の策定を行うべきである。

V 株式会社 清里の森管理公社

第1 監査の概要

1 監査の範囲

平成 13 年度及び 14 年度の事業について実施した。

2 監査実施期間

(1)森林環境部県有林課

平成 15 年 7 月 28 日

(2)株式会社清里の森管理公社 平成15年8月26日から28日

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

事業の現況

株式会社清里の森管理公社(以下公社という)は、本社を山梨県北巨摩郡高根町清里に置き、山梨県(以下県という)の委託を受け県有施設(別荘地区及びセンター施設地区)の管理経営及び地域の文化的振興を図るための事業を行っている。

(ア) 施設の管理経営

(センター施設地区)

① 管理経営施設

テニスコート (全天候型10面)、パークゴルフ場 (18ホール)、テニスクラブハウス (カフェテリア「木の里」を含む)、森の工房、森の音楽堂 (収容人員 300 名)、売店「エトワール・プチ」(日用雑貨、観光土産品、地域特産品等の販売等)

② 管理施設

管理センター棟、駐車場(収容台数 200 台)、芝生広場、噴水、イベント広場、遊歩道等

③ テナント掲数

味とファッションのモール(8棟)、森のプラザ

(別莊地区)

別荘地区内の道路など共用部分については、公社が別荘棟の入居者と管理契約を締結し共益費を徴収した上で、道路及びその付帯施設の簡易な維持管理、道路の除雪、街路灯の維持管理、巡回等の管理業務を行っている。また、別荘等の入居者からの依頼に基づき、個別に、水道の凍結防止、別荘建物内

外の点検、別荘内部の通風、寝具の乾燥、下草刈り等の管理業務を行ってい

E 文化振興事業

を県からの委託事業として実施している。(受託期間5月~10月) 「森の音楽堂」を利用したコンサートや、「森の工房」を利用した木工・陶芸教室

9 40句

伝業務などを行っている。 地区内の別荘等の権利譲渡に関する斡旋・仲介、損害保険の取次ぎ、広告宣

2 県との関係

(1) 出資の状況

なお、資本金は総額10,000千円でありその内訳は次のようになっている。 山梨県と山梨県企業局で7百万円(70%)の出資を行っている。

4,500 千円

高根町念場ヶ原山恩賜林保護財産区 山梨県企業局 3,000 千円

2,500 千円

2 人員の受入(平成15年4月1日現在)

代表取締役1名 山梨県森林環境部林務長(兼務)

その他取締役6名 県職員兼務

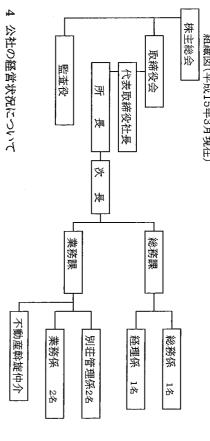
監查役1名 県出納局長(兼務)

3 県からの業務受託

入は21,734 千円となっている。 県有施設の管理受託及び経営の受託を行っており、平成 14 年度の公社の事業受託収

ယ 組織

組織図(平成15年3月現在)



(1) 経営成績

平成 13 年度及び 14 年度の経営成績は別表1のとおりである

3,659 千円減少)で、特別利益は2,729 千円(前期比1,711 千円増加、うち賞与引当金 の戻入が 1,510 千円(前期比 549 千円増加)、貸倒引当金戻入が 1,219 千円(前期比 の売上原価は 8,840 千円(前期比 2,770 千円減少)、販売費及び一般管理費は 6,972 千円の減少にある。 1,162 千円増加))となっている。この結果、当期利益は、1,192 千円となり前期に比し 125,870 千円(前期比 781 千円減少)となっている。営業外収入は 2,167 千円(前期比 観光客減少により営業全般に減収となったことによる。費用については、平成 14 年度 平成14年度の営業収入は134,073千円で前期比6,431千円減少であるが、原因は

(2) 財政状態

払金の計上が0円(前期9,570千円計上)だったことによる。 る。負債は前年度末に比較して 8,712 千円減少しているが、これは流動負債のうち未 た国債が満期償還(10,027 千円)されたことにより、固定資産が 10,065 千円減少してい 減少している。流動資産が2,545 千円増加した一方で、投資有価証券に計上されてい 額 17,496 千円、資本総額 19,947 千円である。 資産は前年度末に比較して 7,520 千円 平成 14 年度末における財政状態は、別表2のとおり資産総額 37,444 千円、負債総

山梨県公報号外 (別表1) <損益計算書> 第二十二号 平成十六年四月二十三日

型田	平成 13 年度 A	平成 14 年度 B	_	増減 率
1	۵	IJ		3
		C	C=B-A	
(経常損益の部)				
1 営業収益	140,504,337	134,073,066	-6,431,271	- 55 %
Ι 売上原価				
1期首商品棚卸高	3,517,276	3,092,388	-424,888	-12%
2仕入	11,185,803	8,399,832	-2,785,971	-25%
3 小計	14,703,079	11,492,220	-3,210,859	-22%
4期末商品棚卸高	3,092,388	2,651,604	-440,784	-14%
差引売上原価	11,610,691	8,840,616	-2,770,075	-24%
売上総利益	128,893,646	125,232,450	-3,661,196	-3%
Ⅲ 販売費及び一般管理費	126,652,610	125,870,839	-781,771	-1%
人件費	46,320,639	46,083,639	-237,000	-1%
福利厚生費	622,258	510,657	-111,601	-18%
ルの 有	79,709,713	79,276,543	-433,170	-1%
(1) 管理諸費	14,167,686	13,014,887	-1,152,799	-8%
(2)水道光熱費	13,112,435	11,382,506	-1,729,929	-13%
(3) 賃借料	9,570,750	9,570,750	0	0%
(4)委託費	7,614,775	7,686,099	71,324	1%
(5) その他	35,244,067	37,622,301	2,378,234	7%
IV 営業利益	2,241,036	-638,389	-2,879,425	-128%
V 営業外収益	5,826,539	2,167,472	-3,659,067	-63%
1受取利息	463,421	256,840	-206,581	-45%
2雑収入	5,363,118	1,910,632	-3,452,486	-64%
VI 営業外費用	129,905	2,293,327	2,163,422	1665%
1雑損失	136,069	12,004	-124,065	-91%
2支払利息割引料	-6,164	0	6,164	-100%
3貸倒損失	0	2,281,323		
経常利益	7,937,670	-764,244	-8,701,914	-110%
(特別損益の部)				
VII 特別利益	1,018,000	2,729,800	1,711,800	168%
1賞与引当金戻入	961,000	1,510,000	549,000	57%
2貸倒引当金戻入	57,000	1,219,800	1,162,800	2040%
垭 特別損失	41,260	0	-41,260	-100%

	(単体 田)		₫ ₩	(別(表2) < 子教会権共開集>
-85%	-6,972,454	1,192,256	8,164,710	当期利益
3%_	23,600	773,300	749,700	法人税等
-78%	-6,948,854	1,965,556	8,914,410	税引前当期利益
-100%	-41,260 -100%	0	41,260	1固定資産売却損

-18%	-698,199	3,085,047	3,783,246	2未払費用
-100%	-9,570,750	0	9,570,750	1未払金
-44%	-8,712,501	10,896,967	19,609,468	1 流動負債
-33%	-8,712,501	17,496,967	26,209,468	(負債の部)
-17%	-7,520,245	37,444,006	44,964,251	(負債及び資本の部)
-88%	-9,189,800	1,282,000	10,471,800	3投資等
-50%	-57,400	57,400	114,800	(4)有線加入料
-17%	-20,600	103,000	123,600	(3)水道加入権
-11%	-19,372	154,981	174,353	(2) 商標権
0%	0	218,400	218,400	(1)電話加入権
-15%	-97,372	533,781	631,153	2無形固定資産
-19%	-325,143	1,368,905	1,694,048	(5) 器具•備品
-17%	-157,847	744,321	902,168	(4) 車両運搬具
0%	0	700,000	700,000	(3)美術品
-8%	-7,273	84,938	92,211	(2) 構築物
-9%	-287,879	2,971,520	3,259,399	(1)建物
-12%	-778,142	5,869,684	6,647,826	1有形固定資産
-57%	-10,065,314	7,685,465	17,750,779	II 固定資産
-97%	1,185,500	-34,300	-1,219,800	7貸倒引当金
75%	171,753	400,515	228,762	6前払費用
2184%	35,375	36,995	1,620	5仮払金
-57%	-7,483,777	5,721,431	13,205,208	4未収入金
1825%	504,748	532,413	27,665	3 貯蔵品
-14%	-440,784	2,651,604	3,092,388	2商品
72%	8,572,254	20,449,883	11,877,629	1現金・預金
9%	2,545,069	29,758,541	27,213,472	I 流動資産
-17%	-7,520,245	37,444,006	44,964,251	(資産の部)
美	C=B-A	В	A	ī
極減	増減	平成14年度	平成 13 年度	目径
	(単位 円)		表>	(別表2) < 比較貸借対照表>
-85%	-6,972,454	1,192,256	8,164,710	当期利益
3%	23,600	773,300	749,700	法人税等
à	TOOLOTOLO	1,000,000	()(11)	

うち当期利益	IV 剰余金	Ⅲ 資本金	(資本の部)	1預かり敷金	II 固定負債	8預り金	7賞与引当金	6未払法人税等	5未払消費税	4仮受金	3前受収益
8,164,710	8,754,783	10,000,000	18,754,783	6,600,000	6,600,000	735,387	1,510,000	749,700	1,884,400	41,437	1,334,548
1,192,256	9,947,039	10,000,000	19,947,039	6,600,000	6,600,000	395,253	3,300,000	465,200	1,505,700	71,303	2,074,464
-6,972,454	1,192,256	0	1,192,256	0	0	-340,134	1,790,000	-284,500	-378,700	29,866	739,916
	14%	0%	6%	0%	0%	-46%	119%	-38%	-20%	72%	55%

第3 前回監査の指摘・意見等への対応

平成 15 年 3 月策定された「県出資法人見直し計画」の中では、中・長期的な経営改善を進める法人(13 法人)の一つに数えられ、負債若しくは赤字の施設等を抱え経営合理化を強く進める法人(7 法人)のうちの一つに位置付けられている。

これら法人は、中・長期的な観点から法人の健全経営を図るため、原則として平成 15 年度中に法人自らが経営改善計画を策定することとされている。

経営上の課題として

- 長年入居のない空きテナント
- 消費の低迷で増収が期待できないテニスコート、売店等の営業施設
- 老朽化した施設の修繕費の増加
- 別荘地区における共益費の滞納者の増加と滞納の長期化

の4点を挙げ、会社の果たすべき役割や業務運営のあり方、景気に左右されない体質改善など、経営の方向と経営の改善方策について検討することとしている。

丘の公園についての見直し等を踏まえた株式会社清里の森管理公社の経営改革案の策定を急ぐべきである。

前回監査の指摘・意見等に関する措置状況は次のとおりである。

(1) 予算実績対比をすべきもの、中長期的な経営計画を策定すべきもの

/ 华科/

予算実績管理、中長期の経営計画を策定している。

(2) 取締役会規定、職務権限・分掌規定を作成すべきもの、取締役会決議承認議事録を整備すべきもの

検討中

(3) 共益費(遅延損害金)の回収について、遅延損害金の規定を再検討し、公平な回収を図るべきもの。

現行の「清里の森」別荘地にかかる「共益費納入事務取扱要領」を再整備し、それに基づいて回収を行っている。

(4) 訴訟にかかる債権を流動資産から固定資産に振替えると共に貸倒引当金を設定すべ

Щ

きもの。

< 対 尽 >

回収可能性の如何にかかわらず、流動資産の部に法人税法上の法定繰入率により計算 した金額を貸倒引当金として計上している。

(5) 賞与引当金について、暦年基準ではなく必要額を計上すべきである。 <対応>

税法上認められている計算方式であるという理由から、従前通り暦年基準で計上している。

(6) 貯蔵品について棚卸しを行い資産計上すべきもの

貯蔵品についても期末に実地棚卸しを行い資産計上されている

(7) 職員の退職金の期末要支給額に対して特定退職共済からの支給予定額が不足しているため、当該不足額を解消すべきもの。

/ 科科/

不足額解消のため掛金を増額すると共に、別途特定預金として退職給与積立金(投資等)を積んでいるが、平成15年3月31日現在不足額が825万円ある。

(8) 現金管理に関して、現金過不足の会計処理を行うべきもの。

/ 学校/

簿外現金による調整をやめ、平成 12 年度より現金過不足を伝票会計処理(雑収入、雑費)している。

第4 監査の結果

(1) 報酬支払い時の源泉所得税の処理を適正にすべきもの

囲碁の集い指導料1件20万円の支出については、支払い時に源泉所得税を差し引き相手方に支払い、公社が源泉所得税を納付すべきところ、全額を相手方に支払っている、適正に処理されたい。

(2) 施設の有効利用を図るべきもの

平成 14 年度の「森の音楽堂」の利用状況は、無料コンサート 5 件、有料コンサート 1件 251,500円、その他の使用料 9 件(11日)207,550円、卓球 26件(26日)35,800円となっている。この利用状況は、連設費 185 百万円に比して、必ずしも有効に利用されている

とはいえない。イベントを経常的に行うには地理的には離れていること、椅子席が固いなどの問題点があるが、これらを克服し利用の促進を図るべきである。

(3) 美術品の預かり関連書類を整備すべきもの

「森のプラザ館」は、レストランとして、1 階・2 階の 5 区画を賃貸する予定であった。昭和63年7月から平成3年8月まで賃貸したが、その後借主が現れなかったため、1階2部屋を木工教室に転用し、2階3部屋を陶芸美術館に転用している。

これについて、営業施設ではないため平成8年3月28日付けで目的外使用申請書が提出されているが許可承認の記録がない。また、陶芸美術館の陳列作品について、作者(所有者)と作品預かりに関する取り決めがなく、損壊した場合の責任の所在が明確でない。

(4) 棚卸関係書類を適切に記入すべきもの

「森の工房」にかかる棚卸関係書類を見たところ担当者、日付印のないものが見受けられた。棚卸手続きにおいては、いつ誰が行ったかが重要な情報であるため正確に記載すべきである。

(5) テナント賃貸料の割引について検討すべきもの

テナントの賃貸料については、当初3年間は割引賃料(3割引 123,000 円を 86,000 円)とし、その後基本賃料に戻すことになっていたが、平成11年3月31日の「覚書」で割引のまま据え置くことにした。その後、各店舗の経営状況についての報告を求めているが、これに応じない店舗もあるとの説明である。

しかしながら、賃貸借契約書の12条3項には、テナントには営業状態の報告義務が明示されていることから、経営状況の把握に一層の努力をするとともに、賃貸料額の適正性の検証を的確に行うべきである。

参考> 賃貸借契約書

12条1項 平成12年3月15日で締結した「清里の森・味とファッションのモール運営に関する基本協定」を遵守する。

2項 「清里の森味とファッションのモール管理規程」を遵守す

3 項 公社が求めたときは営業状態について報告する。

(6) 貸倒処理についての書類を具備すべきもの

別荘地区における共益費未収金のうち償却済みのものが 2 件(N社に対するもの1,416,629円(平成9年から13年、会社解散行方不明)、I氏に対するもの864,694円(平成4年から13年、判決後 債権放棄)ある。

これらの債権について、県は賃料について契約解除しており、公社は備忘価格 1 円で計上しているが、貸倒処理、あるいは債権放棄の手続きについて稟議決裁がない。決裁書類を具備すべきである。

(7) カフェテラス「木の里」の財務状況について(意見)

「木の里」は、テニスコートに囲まれた、天然の唐松を使ったクラブハウスの中にあるカフェテラスである。クラブハウスは県から賃借しており、毎年4月26日から5月5日、7月19日から8月31日まで営業し、生ビール・清涼飲料水等、軽食等を提供している。駐車場が離れているため一般の利用を多数見込むことが難しく、収益はテニスコート等の施設利用者に依存している。

平成14年度の業績は、売上高1,035千円に対し、各施設共通費の配賦費用を含めた諸経費が4,245千円発生し3,062千円の営業損失を計上している。営業するほど赤字が拡大する状況となっている。クラブハウスがテニスコート利用者の休憩施設という面も持ちあわせているため、「木の里」の年間稼動日数55日のみで1年分の家賃(1,124千円)を負担しているわけではないにせよ、今後限界利益ベースで黒字にならない場合は自動販売機に置き換えるなど抜本的な改革を検討する必要がある。

(8) 決算書に関すること

(ア) 退職給付引当金の計上を検討すべきもの

公社は、退職金規程において退職金支給額を定めるとともに、その支払に備えるため山梨県中小企業団体中央会と特定退職金共済契約を締結し、退職金資金を準備している。平成15年3月31日時点で自己都合退職における要支給額合計は2,024万円であるのに対し、特定退職共済の積立額が1,132万円、他の積立金は67万円であり、差引825万円の積立不足となっている。当該積立不足額については、退職給付引当金を計上すべきところされていない。退職給付引当金の計上を検討すべきである。

(イ) 賞与引当金の計算を適正にすべきもの

所長兼専務取締役は、平成14年度より賞与支給がないため、賞与引当金の計算要素となる期末在職使用人の数に算入できないところ、平成15年3月期の決算における賞与引当金の計算上、期末在職使用人数に含まれており1名分過大計上となっている。賞与引当金の計算上、期末在職使用人の数から賞与支給予定のない所長兼専務取締役を除くべきである。

また、現状法人税法の暦年基準により計算した限度額を計上しているが今後、税法上の繰入限度額がなくなることもあり、会計上、翌事業年度の賞与の支給見込額を基準として計上することを検討すべきである。

(9) 役員報酬限度額を決議すべきもの

定款第23条において「取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議をもって定める。」と規定されている。通常、株主総会において役員報酬の限度額を定め(一度決議すれば報酬限度の変更がない限り毎年する必要はない。)、具体的な報酬額については取締役会で決議される。監査日現在(平成15年8月28日)株主総会において役員報酬限度額を決議した議事録を確認することができなかった。定款の規定どおり報酬限度額の決議をするべきでもろ

(10) 固定資産の管理に関すること

(ア) 固定資産の位置付けを明確にすべきもの

資産のうちにバックホー(重機)が、無償貸与されているのか、無償供与されているのか、無償供与されているのか不明である。これは、山梨県恩賜県有財産地内での送電線新設工事等の施設計画に関し、東京電力㈱送変電建設所と県林務部及び公社との間でかわされた「確認書」により、「雪上車を現物給付」の項に対応するものである。東京電力㈱の関係会社 A 社が研修施設として平成8年から11年に利用し、A 社の関係会社から他3件の備品とともに納品されたものである。監査日現在(平成15年8月26日)受入関係書類が整備されていない。所有権の帰属を明確にすべきである。

(イ)安全上・防犯上の理由から修繕を早期にすべきもの

- ① テニスコートは、県から施設を借りて(年間賃料 1,191 千円)、公社が運営しているものである。A,B,C,D,Eの各コートのうち A,B,C コートに関しては、クラックが生じている。このクラックはセメントとコーキング材を使って公社の職員が補修を行っている状態であるが、中でも A-2、B-2 コートの傷みはかなり激しく、簡易的な補修では当該コートでプレーするのに危険な状態にまでなっている。全面補修は県に依頼しているところ、折りからの財政難でなかなか補修されていないとのことであるが、利用者の安全の観点からも早急な対応が望まれる。
- ② 出会いの広場にある噴水「フライングウォータ」について、噴水の着地点がずれてきていることによって、一部水が広場に飛び散っている。レンガ表面が滑りやすくなり た険であるため、噴水の着地点を調整することにより水が飛び散らないよう改善されたい。
- ③ 水銀灯の一部について電球が切れている。これは、特注品であるため、汎用部品での修理・交換ができず、電灯全体を変えることにより修繕費が高くなるため、修繕できない状況となっている。早期に修繕するとともに、今後、これらの設備をする場合は、後の維持管理費用を考え部品交換の容易なものを選択すべきである。
- ④ 森の音楽堂のステンドグラスが曲がってしまっている。原因は、経年変化(昭和 62年3月竣工、監査日現在、築後 16年6ヶ月経過)と構造がステンドグラスと違いガラスにスチール焼付けによるものであるため、直射日光に弱く、寒暖の差が激しい場

所には不向きであるという施工上の問題である。平成15年度にガラスシートによる補修工事を実施しようとしたところ施工上の問題からガラスが取り外しできず実施できなかった。できる限り修繕をしていくとともに、今後の設備投資に際しては、寒暖の激しいことなど地域の特殊性を十分に考慮すべきである。

(ウ) 設備費の負担者について検討すべきもの

固定資産台帳に記載されている「テニスシアター用受電改修工事」については、テニスコートを照明するための電源設備能力を上げたものであるが、これは新たな機能を追加したものであって通常の維持管理とは認められないため、直ちに公社が負担すべき費用ではなく(建物賃貸借契約書8条)、施設所有者である県が負担すべきである。

(11) 切手の管理を適切にすべきもの

公社では別荘住民の便宜のために、事務所及び売店で切手を販売している。切手については、販売するものとは別に自社で使用するものもある。販売する分は商品として仕入に計上し、自社使用分については、購入時に通信費として費用処理されている。

この自社使用分の切手に関しては、購入簿と使用簿は作成されているものの、受払簿となっておらず、帳簿残高が把握できない。また、期末時の切手の残高については、販売分と使用分の区別はされているものの、使用分の棚卸がなされていない。

自社使用分の切手については受払簿を作成し、残高が把握できるようにしておく必要がある。また、自社使用分は貯蔵品として通信費から控除すべきである。

(12) パークゴルフの回数券の管理を適切にすべきもの

パークゴルフのパンフレットに回数券が利用できることがうたってあるが、回数券についてはパンコンで作成されており、連番管理等が一切行われていない。

現実にはまだ、利用例がないとのことであるが、今後利用されることも見込まれる。それゆえ、規程をおいて、回数券の作成・管理責任者を定め管理の明確化を図るとともに、連番管理をすべきである。

(13) パークゴルフ場に関する県との契約を明確にすべきもの

パークゴルフ場(14,800 ㎡)は、センター施設内の芝生広場を利用して運営されている。これは、パークゴルフ場の設置によって芝生や立木の手入れを行うことから、保健休養施設「清里の森」管理委託契約にうたわれている維持管理業務の一環であるとの解釈から、同契約第12条の規定による「パークゴルフ場の設置運営申請」・「承認」手続きを行い、施設の現状変更によってパークゴルフを経営している。パークゴルフ場を含む土地の管理委託を受けてはいるものの、営業に利用することに関しては県と明確な契約はない。

公社は、テニスコート等の事業に関しては県に賃貸料を支払っていること、またパークゴ

ルフ場の営業を開始してすでに2年が経過し、安定した利用者が見込める状況にあり、公社の主要な収益源となってきていることなどから、パークゴルフ場の敷地利用に関してもテニスコート等と同様に明確な利用契約を結ぶべきである。

(14) 別荘地共益費滞納整理について県賃貸料滞納整理と連携すべきもの

同一の滞納者に対する支払の督促や請求訴訟を県は賃貸料について、公社は共益費について別々に行っている。同一土地に係る賃借人の賃料・共益費等の滯納があった場合には、県・公社が連携して効率的な処理をするよう検討されたい。

(15) 別荘地の共益費収支のマイナス傾向への対応を検討すべきもの

平成11年度以降、収支がマイナス状態となっており、そのマイナス幅が増加傾向にある。 共益費の額の見直しか、共益費で賄う別荘管理業務の見直しか等についての速やかな対応の検討に着手すべきである。

(16) 別荘地内道路の補修について検討すべきもの

別荘地内を実査したところ、補修工事が行われた部分と路面が掘れてしまっている部分が見受けられた。供用開始後、20年近くが経過しており、全体の状況を調査の上、計画的な補修をするよう検討すべきである。

(17) 林地の有効活用策として実施する事業の位置付けについて検討すべきもの

「清里の森」センター施設には、清里の森管理センターを中心にテニスコート(10 面)、パークゴルフ場(18H・par66)、森の音楽堂、森の工房、森のプラザ、バスケットコート等が配置されている。いずれの施設も県の所有するものであり、管理を公社に委託している。この委託契約(保健休養施設「清里の森」管理委託契約)第6条では「公社は、施設のうち、管理運営上借受によることが適当と認められるものがあるとさは、県に対し借受を願い出ることができる。」と規定し、それに基づき公社は施設の一部を有料若しくは無料で借受け、上記の事業に供し、その収入は公社の収入としている。これらの施設は、法にいう「公の施設」といえる面を有しているとも考えられるので、これらの施設の使用料金の徴収及びその帰属について、法改正による指定管理者制度をも勘案しその方式について検討されたい。

山梨県監査委員告示第五号

とおり公表する。 より、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次の 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定に

平成十六年四月二十三日

山梨県監査委員 高

早 島川石

前 尾

同

同同

堅 茂正

一松秋康

監査対象事項

貸付金の管理・運営について

監査の結果に関する報告の公表

平成15年2月21日付け山梨県公報号外第十号

監査の結果に基づき講じた措置の内容

番号については、報告書の番号と一致してい

笳 屈 羅 C7 描 置

٥٢٧

て処理すべきもの 平成11年度までの未回収債権につい

に回収不能のものは不納欠損処理を行 回収手続きを実施する一方で、明らか 連帯保証人等に対する催告も含めた (小規模企業者等設備導入資金)

うべきである。

て処理すべきもの 平成11年度までの未回収債権につい

収不能なものについては、不納欠損処 的手続きを行うとともに、明らかに回 出納局で策定した全庁的な債権管理ガ 今後も継続して請求していく。また、 を実施し、可能な限り請求してきたが、 ては徴収停止、履行期限の特約等の法 イドラインに従い、無資力者等に対し 主債務者、連帯保証人とも所在調査 (小規模企業者等設備導入資金

(2) 産業支援機構の審査手続き等につい 指導すべき

(5)

2

産業支援機構の審査手続き等につい

て指導すべき

单独中小企業設備貸与資金貸付事業》 (小規模企業者等設備貸与資金及び県

単独中小企業設備貸与資金貸付事業)

業務方法細則を整備し、貸付時の申

(小規模企業者等設備貸与資金及び県

続き等について指導されたい。 がなかった。県の融資事業を適切に運 平成12年度について6件の完了検査書 めに所得証明書の入手等の手続きを追 用するために、産業支援機構の審査手 に完了検査を行うことになっているが、 加すべきである。また、貸付の翌年度 連帯保証人の保証能力を確かめるた

完了検査を実施し、整備した。今後は、

確認している。産業支援機構において 置づけ、それにより保証能力の有無を 込み必要書類として所得証明書等を位

業務方法書の規定に基づき、速やかに

完了検査を行うよう指導した。

償契約について検討すべきもの (小規模企業者等設備貸与資金及び県 契約解除に伴う損失の負担と損失補

单独中小企業設備貸与資金貸付事業, 補償責任を明確にするよう検討された 接機構の指導を行う一方で、県の損失 契約解除の防止に努めるべく産業支

> 3 償契約について検討すべきもの 契約解除に伴う損失の負担と損失補

単独中小企業設備貸与資金貸付事業) (小規模企業者等設備貸与資金及び県

約解除の防止に努める。 企業の事後指導をより綿密に行い、契 先の財務状況、将来性等を慎重に判断 したうえで決定するとともに、貸付先 貸与審査会において、引き続き貸付

貸倒引当金の適切な計上方法について を創設したが、産業支援機構における 険が廃止されたことに伴い、県補助金 た損失補償契約とした。 検討し、県の損失補償責任を明確にし また、平成15年度から機械類信用保

ついて検討すべきもの 産業支援機構における貨倒引当金に

单独中小企業設備貸与資金貸付事業) (小規模企業者等設備貸与資金及び県

直しも含め適切に引き当てるべきであ る。適切に計上するよう指導されたい。 貸倒引当金については、引当率の見

(4) ついて検討すべきもの 産業支援機構における貸倒引当金に

単独中小企業設備貸与資金貸付事業) (小規模企業者等設備貸与資金及び県

つ、より適切な引当となるよう引当基 産業支援機構の財務状況を勘案しつ

リスク管理債権について今後適切に (5) リスク管理債権について今後適切に

Щ